

号外第3 (平成31年3月29日発行)	発行日 5日、15日、25日
<h1>横 浜 市 報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区港町1丁目1番地

目 次

頁

【規則】

△	横浜市都市整備局綱島駅東口周辺開発事務所規則【総務局人事課】	3
△	横浜市事務分掌規則等の一部を改正する規則【総務局人事課】	6
△	横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則【総務局行政・情報マネジメント課】	18
△	横浜市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則【市民局スポーツ振興課】	20
△	災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則【健康福祉局福祉保健課】	21
△	横浜市老人福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則【健康福祉局高齢施設課】	24
△	横浜市保健所長委任規則の一部を改正する規則【健康福祉局医療安全課】	25
△	横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則【環境創造局環境管理課】	26
△	横浜市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則【建築局市営住宅課】	50
△	横浜市予算、決算及び金銭会計規則の一部を改正する規則【会計室会計管理課】	51
△	横浜市都市整備局金沢八景駅東口開発事務所規則を廃止する規則【総務局人事課】	53

【告示】

△	市役所、区役所及び事業所の開庁時間の一部改正【総務局行政・情報マネジメント課】	54
△	公印の新調及び廃止【総務局行政・情報マネジメント課】	55
△	低炭素電気の普及の促進に関する指針【環境創造局環境管理課】	57
△	夜間における営業に係る騒音の防止に関する指針【環境創造局環境管理課】	61
△	環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき事項）の一部改正【環境創造局環境管理課】	64
△	温室効果ガスの排出の抑制に関する指針の一部改正【環境創造局環境管理課】	65
△	金銭会計事務等の一部の区会計管理者への委任【会計室会計管理課】	74
△	金銭会計事務の一部の現金出納員等への委任【会計室会計管理課】	75

【達】

△	フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程【総務局労務課】	76
△	横浜市役所庁内応援規程により横浜市保育所に勤務する再任用短時間勤務保育士の勤務時間に関する規程【こども青少年局保育・教育運営課】	78
△	横浜市危機管理推進会議設置規程及び横浜市防災行政用無線局管理運用規程の一部改正【総務局総務課】	84
△	横浜市事務決裁規程の一部改正【総務局人事課】	85
△	横浜市区役所の職員の勤務時間に関する規程の一部改正【総務局労務課】	86
△	横浜市一般職職員の勤務時間に関する規程の一部改正【総務局労務課】	87
△	横浜市再任用短時間勤務職員の勤務時間に関する規程の一部改正【総務局労務課】	88
△	横浜市保育所職員の勤務時間に関する規程の一部改正【こども青少年局保育・教育運営課】	151
△	横浜市松風学園職員の勤務時間に関する規程の一部改正【健康福祉局職員課】	155
△	横浜市保健所長委任事務に関する決裁規程の一部改正【健康福祉局健康安全課】	157
△	横浜市資源循環局事務所等処務規程の一部改正【資源循環局職員課】	159
△	資源循環局事務所、工場等の職員の勤務時間に関する規程の一部改正【資源循環局職員課】	160

△ 横浜市健康福祉局老人ホーム職員の勤務時間に関する規程の廃止【健康福祉局職員課】	162
【医療局病院経営本部】	
△ 横浜市医療局病院経営本部事務分掌規程の一部を改正する規程【総務課】	163
【教育委員会】	
△ 横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則【職員課】	168
【その他】	
△ 係事務分担の一部改正【総務局人事課】	172
△ 区役所係事務分担の一部改正【総務局人事課】	175
△ 区長委任事務に関する決裁準則の制定についての一部改正について（副市長依命通達）【市民局区連絡調整課】	180
△ 福祉保健センター長委任事務に関する決裁準則の制定についての一部改正について（副市長依命通達）【市民局区連絡調整課】	188
△ 横浜市予算、決算及び金銭会計規則の解釈と運用についての一部改正について（副市長依命通達）【会計室会計管理課】	189
△ 地方公務員災害補償基金横浜市支部業務規程の一部改正【地方公務員災害補償基金横浜市支部】	190

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第26号

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年3月横浜市規則第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「温室効果ガスの排出の抑制」を「温室効果ガスの排出の抑制等」に、「第2節 フロン類の排出の抑制（第90条）」を「第2節 削除」に、

「第3節 再生可能エネルギーの導入（第90条の2－第90条の4）」

を「第3節 再生可能エネルギーの導入（第90条の2－第90条の4）」

第4節 低炭素電気の普及の促進（第90条の5－第90条の7）」に改める。

第29条中「同条各号」を「同条第1号及び第2号」に、「備え置くこと」を「備え置き、又はインターネットの利用その他適切な方法」に改める。

第58条中「第62条の3第1項第3号」を「第62条の3第1項第4号」に改める。

第59条の2第3項第3号中「又は処理されていた」を「処理され、保管され、又は貯蔵されていた」に、「調査対象地」を「条例土壤汚染状況調査の対象地」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前項の報告書には、条例土壤汚染状況調査の対象地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付しなければならない。

第59条の3第4項中「届出書により」の次に「市長に」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の申請書には、条例第64条の2第2項本文に規定する特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地及び同項第3号の確認を受けようとする土地の場所を明らかにした図面を添付しなければならない。

第59条の7に次の1項を加える。

2 前項の届出書には、条例第64条の2第2項本文に規定する特定

有害物質使用等事業所の敷地であった土地及び同項第3号の確認を受けた土地の場所を明らかにした図面を添付しなければならない。

第59条の8中「前条第3号」を「前条第1項第3号」に改める。

第59条の10の見出し中「土地」を「条例第65条第1項の土地」に改め、同条第1号中「図面」を「平面図、立面図及び断面図」に改める。

第59条の11第3号中「規模」を「対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ」に改め、同条第4号中「名称」の次に「及び当該特定有害物質使用等事業所において製造され、使用され、処理され、保管され、又は貯蔵されていた特定有害物質の種類」を加える。

第59条の12の見出し中「土地の形質」を「条例第65条第1項の土地の形質」に改める。

第59条の13の見出し中「土地」を「条例第65条第1項の土地」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下この節において「法施行規則」という。）第25条第5号の規定により市長が指定した土地において行われる土地の形質の変更
第59条の13の次に次の2条を加える。

（条例土壌汚染状況調査の結果の提出に係る土地の所有者等の同意）

第59条の13の2 条例第65条第2項の規定による土地の所有者等の同意は、同条第1項の規定による届出に係る土地の形質の変更の場所を記載した書面により行うものとする。

（条例第65条第2項の調査の結果の提出）

第59条の13の3 条例第65条第2項の結果の提出は、次に掲げる事項を記載した報告書により行うものとする。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 条例土壌汚染状況調査を行った場所

(3) 条例土壌汚染状況調査において最大形質変更深さ（法施行規則第4条第4項に規定する最大形質変更深さをいう。以下同じ。）より1メートルを超える深さの位置について試料採取等（法施行規則第3条第2項に規定する試料採取等をいう。以下同じ。）の対象としなかった場合はその旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び当該深さの位置の土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

(4) 条例土壌汚染状況調査の対象地において土壌の汚染状態が土

壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

- (5) 土壤その他の試料の採取を行った地点及び深さ、日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の条例土壤汚染状況調査の結果に関する事項
 - (6) 条例土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称
 - (7) 条例土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号
 - (8) 土地の形質の変更をしようとする者が条例土壤汚染状況調査に係る土地の所有者等でない場合にあっては、当該土地の所有者等の氏名又は名称
- 2 前項の報告書には、条例土壤汚染状況調査の対象地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面及び条例土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかつた場合は当該試料採取等の対象としなかつた深さの位置を明らかにした図面を添付しなければならぬ。

第59条の14中「第65条第2項」を「第65条第3項」に改め、同条第3号中「（特定有害物質を含む液体の地下への浸透の防止のため措置として第36条の構造を有する施設に係る事業所を除く。）」を削る。

第59条の15の見出しを「（条例第65条第1項に規定する届出に係る土地における条例土壤汚染状況調査の命令）」に改め、同条各号列記以外の部分中「第65条第2項」を「第65条第3項」に改め、同条第1号中「第65条第2項」を「第65条第3項」に改め、同条第2号中「第65条第2項の規定による」を「第65条第3項に規定する命令に係る」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（条例第65条第3項に規定する命令に係る報告）

第59条の15の2 条例第65条第3項に規定する命令に係る報告は、次に掲げる事項を記載した報告書により行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 条例第65条第3項に規定する命令を受けた年月日
- (3) 条例土壤汚染状況調査を行った場所
- (4) 条例土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかつた場合はその旨、当該試料採取等の対象としなかつた深さの位置及び当該深さの位置の土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の

種類

- (5) 条例土壤汚染状況調査の対象地において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類
 - (6) 土壤その他の試料の採取を行った地点及び深さ、日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の条例土壤汚染状況調査の結果に関する事項
 - (7) 条例土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称
 - (8) 条例土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号
- 2 前項の報告書には、条例土壤汚染状況調査の対象地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面及び条例土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合は当該試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした図面を添付しなければならない。
- 第59条の16第1項中「土壤汚染対策」及び「（平成14年環境省令第29号。以下この節において「法施行規則」という。）」を削り、「別表第3」を「別表第4」に改め、同条第2項中「別表第4」を「別表第5」に改める。
- 第59条の17第2号中「第66条の2第5項」を「第66条の2第4項」に改める。
- 第59条の18第1項第4号中「条例指示措置等」を「条例実施措置」に、「第66条の2第3項」を「第66条の2第1項第1号」に改める。
- 第59条の19を次のように改める。
- （条例汚染除去等計画の作成及び提出の指示）
- 第59条の19 条例第66条の2第1項本文に規定する指示は、書面により行うものとする。
- 第59条の19の次に次の1条を加える。
- （条例汚染除去等計画の作成及び提出の指示において示す事項）
- 第59条の19の2 条例第66条の2第1項本文の規則で定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 汚染の除去等の措置を講ずべき条例要措置区域の場所
 - (2) 条例汚染除去等計画（条例第66条の2第1項に規定する条例汚染除去等計画をいう。以下同じ。）を提出すべき期限
- 2 条例第66条の2第1項本文の措置を講ずべき期限は、汚染の除去等の措置を講ずべき条例要措置区域の場所、当該条例要措置区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態、当該条例要措

置区域内の土地の所有者等の経理的基礎及び技術的能力等を勘案し、相当なものとなるよう示すものとする。

3 第1項第1号の条例要措置区域の場所は、当該条例要措置区域若しくはその周辺の土地の土壌又は当該条例要措置区域若しくはその周辺の土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態等を勘案し、人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において示すものとする。

4 第1項第2号の条例汚染除去等計画を提出すべき期限は、基準不適合土壌（法施行規則第3条の2第1号に規定する基準不適合土壌をいう。以下同じ。）のある範囲及び深さを把握するための調査に要する期間等を勘案し、相当なものとなるよう示すものとする。

第59条の20第1項中「地下に」を「地下へ」に改め、同条第2項中「に」を「に」に改め、同条第3項前段中「前条」を「前2条」に改め、同項後段中「前条第3項」を「前条第2項」に、「当該土地」を「当該条例要措置区域内の土地」に改める。

第59条の21及び第59条の22を次のように改める。
（条例第66条の2第1項の規定により指示する汚染の除去等の措置及び指示された汚染の除去等の措置と同等以上の効果を有すると認められるもの）

第59条の21 条例第66条の2第1項の規定により指示する汚染の除去等の措置は、法施行規則別表第6の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める措置とする。

2 条例第66条の2第1項第1号の規則で定める汚染の除去等の措置は、法施行規則別表第6の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める措置とする。

（条例汚染除去等計画の記載事項）

第59条の22 条例第66条の2第1項第3号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 汚染の除去等の措置を講ずべき条例要措置区域の所在地
- (3) 条例実施措置を選択した理由
- (4) 法施行規則別表第8の1の項第2号、2の項、3の項、4の項第2号、5の項から7の項まで又は10の項第2号に規定するボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により、条例汚染除去等計画の作成のために必要な情報を把握した場合にあっては、土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法第107条の登録

- を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項
- (5) 条例土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかつた場合であつて、当該深さの位置の土壤について汚染の除去等の措置を講ずるときは、法施行規則第3条から第15条までに定める方法に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項
- (6) 土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤が条例要措置区域内の帯水層に接する場合にあつては、基準不適合土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散、揮散又は流出（以下この節において「飛散等」という。）、地下への浸透及び地下水汚染の拡大を防止するために講ずる措置
- (7) 前号に定めるもののほか、基準不適合土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等を防止するために講ずる措置
- (8) 条例実施措置の施行中に基準不適合土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法
- (9) 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法
- (10) 土壤を掘削する範囲及び深さと地下水位との位置関係
- (11) 条例要措置区域外から搬入された土壤を使用する場合にあつては、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を把握するため法の施行規則第6条第1項第2号に規定する土壤溶出量調査及び同号に規定する土壤含有量調査における試料採取の頻度並びに当該土壤の使用方法
- (12) 条例要措置区域の指定に係る条例土壤汚染状況調査と一の条例土壤汚染状況調査により指定された他の条例要措置区域から搬出された条例汚染土壤（条例第69条第1項に規定する条例汚染土壤をいう。以下同じ。）を使用する場合にあつては、当該他の条例要措置区域の汚染状態及び当該条例汚染土壤の使用方法
- (13) 条例実施措置の種類に応じ、法施行規則別表第7の中欄に定める事項
- 第59条の22の次に次の5条を加える。
（条例汚染除去等計画の提出）
- 第59条の22の2 条例汚染除去等計画には、次に掲げる図面を添付

しなければならない。

- (1) 法施行規則別表第8の1の項第2号、2の項、3の項、4の項第2号、5の項から7の項まで又は10の項第2号に規定するボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により、条例汚染除去等計画の作成のために必要な情報を把握した場合にあっては、汚染の除去等の措置を講ずべき条例要措置区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
- (2) 汚染の除去等の措置を講ずべき条例要措置区域の場所及び条例実施措置の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- (3) 条例土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壌について汚染の除去等の措置を講ずるときは、法施行規則第3条から第15条までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

(軽微な変更)

第59条の22の3 条例第66条の2第3項の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 条例実施措置の着手予定時期の変更
- (2) 条例実施措置の完了予定時期に係る変更であって、条例第66条の2第1項本文の規定により市長が示した措置を講ずべき期限までのもの
- (3) 基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透及び地下水汚染の拡大を防止するために講ずる措置を、当該措置と同等以上の効果を有する措置に変更するもの
- (4) 条例実施措置の種類に応じ、法施行規則別表第7の下欄に定める事項に係る変更

(変更後の条例汚染除去等計画の提出)

第59条の22の4 条例第66条の2第3項の変更後の条例汚染除去等計画の提出は、変更後の同条第1項各号に掲げる事項を記載した計画により行うものとする。

(条例汚染除去等計画の変更の命令)

第59条の22の5 条例第66条の2第4項に規定する命令は、相当の履行期限を定めて、書面により行うものとする。

(条例実施措置に係る技術的基準)

第59条の22の6 条例第66条の2第4項の規則で定める技術的基準は、法施行規則第39条に規定する技術的基準の例による。

第59条の23の見出し中「条例指示措置等」を「条例実施措置」に

改め、同条中「第66条の2第4項」を「第66条の2第8項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(工事完了の報告及び条例実施措置完了の報告に係る手続)

第59条の23の2 条例第66条の2第9項に規定する報告は、次項から第5項までに定めるところにより行うものとする。

2 次に掲げる措置の実施が完了した場合は、次項各号に掲げる事項を記載した報告書を提出するものとする。

(1) 法施行規則別表第8の2の項の原位置封じ込めに係る措置の実施のうち、同項の下欄イからチまでの実施が完了した場合

(2) 法施行規則別表第8の3の項の遮水工封じ込めに係る措置の実施のうち、同項の下欄イからチまでの実施が完了した場合

(3) 法施行規則別表第8の4の項の地下水汚染の拡大の防止に係る措置の実施のうち、同項の下欄第2号に掲げる透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止のイからハまでの実施が完了した場合

(4) 法施行規則別表第6の1の項から6の項までの上欄に掲げる土地に該当する条例要措置区域において条例実施措置を講じた場合であり、法施行規則別表第8の5の項の土壤汚染の除去に係る措置の実施のうち、同項の下欄第1号に掲げる基準不適合土壤の掘削による除去のイからニまでの実施が完了したとき又は同欄第2号に掲げる原位置での浄化による除去のイからハまでの実施が完了したとき

(5) 法施行規則別表第8の6の項の遮断工封じ込めに係る措置の実施のうち、同項の下欄イからチまでの実施が完了した場合

(6) 法施行規則別表第8の7の項の不溶化に係る措置の実施のうち、同項の下欄第1号に掲げる原位置不溶化のイからホまでの実施が完了した場合又は同欄第2号に掲げる不溶化埋め戻しのイからホまでの実施が完了した場合

3 前項の報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 条例要措置区域の所在地

(3) 条例実施措置の種類

(4) 条例実施措置の着手時期及び前項各号に掲げる措置の実施が完了した時期

(5) 条例要措置区域外から搬入された土壤を使用した場合にあっては、法施行規則第40条第2項第3号に定める方法その他の方法により当該搬入された土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壤の採取を行った地点及び日時、当該土壤の分析の結果、当該分析を行った計量法第107条の登録を受

けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

(6) 第59条の22の3第3号に規定する軽微な変更を行った場合にあっては、変更後の基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透及び地下水汚染の拡大を防止するために講じた措置

(7) 条例実施措置の種類区分に応じ、法施行規則別表第9の中欄に定める工事完了の報告事項

4 条例実施措置に係る全ての措置の実施が完了した場合は、次に掲げる事項を記載した報告書を提出するものとする。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 条例要措置区域の所在地

(3) 条例実施措置の種類

(4) 条例実施措置の着手時期及び条例実施措置に係る全ての措置の実施が完了した時期

(5) 条例実施措置の種類区分に応じ、法施行規則別表第9の下欄に定める措置完了の報告事項

5 第2項及び前項の報告書には、条例実施措置が講じられた条例要措置区域の場所及び条例実施措置の施行方法を明らかにした書類及び図面を添付しなければならない。

第59条の24第1号ア中「条例指示措置等」を「条例実施措置」に改め、同条第3号ア中「別表第5」を「別表第6」に改め、同号イ中「別表第5」を「別表第6」に、「この条において同じ。）による」を「この節において同じ。）による」に、「別表第6」を「別表第8」に改め、「下欄に掲げる」を削り、「工程のうち、ト及びチ以外の工程」を「措置の実施のうち、同項の下欄イからチまでの実施」に改め、同号ウ中「別表第5」を「別表第6」に、「別表第6」を「別表第8」に改め、「下欄に掲げる」を削り、「工程のうち、ト及びチ以外の工程」を「措置の実施のうち、同項の下欄イからチまでの実施」に改め、同号エ中「別表第5」を「別表第6」に改め、同号オ中「別表第5」を「別表第6」に、「別表第6」を「別表第8」に、「下欄第1号に掲げる除去に係る工程のうち、ハ以外以外の工程」を「土壌汚染の除去に係る措置の実施のうち、同項の下欄第1号に掲げる基準不適合土壌の掘削による除去のイからニまでの実施」に、「除去に係る工程のうち、ハ以外の工程が完了しているものに」を「原位置での浄化による除去のイからハまで及びホの実施が完了しているものに」に改め、同号カ中「別表第5」を「別表第6」に、「別表第6」を「別表第8」に改め、「下欄に掲げる」を削り、「工程のうち、チ及びリ以外の工程」を「措置の実施のうち、同項の下欄イからチまでの実施」に改め、同号キ中「別表第

5」を「別表第6」に、「別表第6」を「別表第8」に改め、「7の項の」の次に「不溶化に係る措置の実施のうち、同項の」を加え、「原位置不溶化に係る工程のうち、ホ以外の工程」を「原位置不溶化のイからホまでの措置の実施」に、「不溶化埋め戻しに係る工程のうち、ホ以外の工程」を「不溶化埋め戻しのイからホまでの実施」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「条例指し措置等」を「条例実施措置」に、「第43条第2号」を「第40条第2項第1号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 土壤汚染の状況その他の必要な情報を把握するために行う土壌の採取及び測定に係るボーリング又は観測井を設けるために行うボーリングであって、次のいずれにも該当するもの
ア 基準不適合土壌、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む液体のボーリング孔への流出を防止するために必要な措置が講じられているもの
イ 掘削に当たって水等を用いる場合にあっては、当該水等により基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置が講じられているもの

第59条の24の次に次の1条を加える。

(土地の形質の変更の例外)

第59条の24の2 一の条例土壤汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の条例要措置区域の間において、一の条例要措置区域から搬出された条例汚染土壌を他の条例要措置区域内の土地の形質の変更自ら使用し、又は他人に使用させる場合にあっては、当該土地の形質の変更は、当該条例汚染土壌が当該他の条例要措置区域に搬入された日から60日以内に終了するものとする。

第59条の25第1項、第3項及び第4項中「前条第1号イ」を「第59条の24第1号イ」に改め、同条第5項中「前条第1号イ」を「第59条の24第1号イ」に、「又は前項」を「又は同項」に改める。

第59条の26第1項中「第59条の24第2号」を「第59条の24第3号」に改め、同項第2号中「条例指し措置等」を「条例実施措置」に改め、同項に次の2号を加える。

- (7) 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法

- (8) 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法

第59条の26第3項中「第59条の24第2号」を「第59条の24第3号」に改め、同項第1号中「条例指し措置等」を「条例実施措置」に改め、同項第2号中「第43条第2号」を「第40条第2項第1号」に

改める。

第59条の27第1項中「第59条の24第3号」を「第59条の24第4号」に改め、同項第7号中「汚染の除去等の措置」を「条例実施措置」に改め、同項に次の3号を加える。

(8) 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法

(9) 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法

(10) 条例土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更（当該土地の形質の変更に係る部分のうち最も深い位置の深さより1メートルを超える深さの位置に汚染のおそれが生じた場所の位置がある場合の土地の形質の変更を除く。次項第3号、第59条の29第1項第5号、第59条の30第1項第6号及び第59条の32第1項第10号において同じ。）をしようとするときは、法施行規則第3条から第15条までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

第59条の27第2項中「前項」を「第1項」に、「第43条第2号」を「第40条第2項第1号」に、「第59条の24第3号」を「第59条の24第4号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした条例要措置区域の図面

(2) 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図

(3) 条例土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更をしようとするときは、法施行規則第3条から第15条までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

第59条の28第1項第4号中「第二種特定有害物質」の次に「（土壌汚染対策法施行令（平成14年政令第336号。以下この節において「法施行令」という。）第1条第5号に掲げる特定有害物質を除く

。) 」 を、「その旨」の次に「(法施行規則第10条の2第2項に規定する自然由来盛土等に使用した土壌がある区域である場合にあっては、その旨を含む。) 」を加え、同項第5号を次のように改める。

(5) 当該条例形質変更時届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものであって、次のいずれにも該当すると認められるものにあつては、その旨

ア 昭和52年3月15日以降に公有水面埋立法(大正10年法律第57号)による埋立て若しくは干拓の事業により造成が開始された土地(廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下この条において同じ。)が埋め立てられている場所を除く。)又は大正11年4月10日から昭和52年3月14日まで公有水面埋立法による埋立て若しくは干拓の事業により造成が開始された土地(当該土地の土壌の第一種特定有害物質、第三種特定有害物質及び法施行令第1条第5号に掲げる特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合する土地(廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)に限る。)であつて、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合するもの

イ 土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来するおそれがない土地であること、当該汚染状態が人為等に由来するおそれがある土地であつて、法施行規則第3条の2第1号に掲げる土地の区分に分類した土地であること又は条例土壌汚染状況調査その他法施行規則第3条から第15条までに定める方法に準じた方法により調査した結果、当該汚染状態が人為等に由来する土地でないと認められるもの

第59条の28第1項第6号中「次に掲げる土地の」を削り、「であつて公有水面埋立法」を「内の土地が公有水面埋立法」に改め、「公有水面の」を削り、「造成された」を「造成が開始された土地として次のいずれにも該当すると認められる」に改める。

第59条の29中「掲げる」の次に「書類及び」を加え、同条に次の1号及び1項を加える。

(5) 条例土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかつた場合であつて、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更をしようとするときは、法施行規則第3条から第15条までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

2 法施行規則別表第8の1の項第2号、2の項、3の項、4の項第2号、5の項から7の項まで若しくは10の項第2号に規定するボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法又はこれらと同等な方法により、土地の形質の変更をしようとする条例形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を把握した場合にあっては、当該汚染状態を明らかにした図面を添付することができる。

第59条の30中第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

(4) 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法

(5) 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法

(6) 条例土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更をしようとするときは、法施行規則第3条から第15条までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

第59条の30に次の1項を加える。

2 法施行規則別表第8の1の項第2号、2の項、3の項、4の項第2号、5の項から7の項まで若しくは10の項第2号に規定するボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法又はこれらと同等な方法により、土地の形質の変更をしようとする条例形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を把握した場合にあっては、土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項を記載することができる。

第59条の31第1項第1号に次のように加える。

エ 一の条例土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の条例形質変更時要届出区域の間において、他の条例形質変更時要届出区域から搬出された条例汚染土壌を、自ら使用し、又は他人に使用させるために、当該条例形質変更時要届出区域内で土地の形質の変更を行うこと。

オ 一の条例土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の

の条例形質変更時要届出区域の間において、一の条例形質変更時要届出区域から搬出された条例汚染土壌を他の条例形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更自ら使用し、又は他人に使用させること。

第59条の31第1項第2号中「第43条第2号」を「第40条第2項第1号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 土壌汚染の状況その他の必要な情報を把握するために行う土壌の採取及び測定に係るボーリング又は観測井を設けるために行うボーリングであって、次のいずれにも該当すること。
ア 基準不適合土壌又は特定有害物質のボーリング孔への流出を防止するために必要な措置が講じられているもの
イ 掘削に当たって水等を用いる場合にあっては、当該水等により基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置が講じられているもの

第59条の31第2項中「第1項第2号及び第3号並びに第2項第2号」、「条例形質変更時要届出区域」と及び「同条第3項から第5項までの規定中「前条第1号イ」とあるのは「第59条の31第1項第1号イ」と、同条第5項中「条例要措置区域」とあるのは」を削り、同条第3項中「第1項第2号」を「第1項第3号」に改め、「第1項第2号及び第7号」を削り、「条例要措置区域」とあるのは」の次に「、」を加え、「、同条第2項中「第59条の24第3号」とあるのは「第59条の31第1項第2号」と」を削る。

第59条の32第1項第3号中「、場所及び施行方法」を削り、同項中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 土地の形質の変更の場所
(5) 土地の形質の変更の施行方法
第59条の32第1項に次の3号を加える。
(8) 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合の対応方法
(9) 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法
(10) 条例土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかつた場合であって、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更をしているときは、法施行規則第3条から第15条までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壌その他の試料の採取を

行った地点及び日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

第59条の32第2項中「第1号及び第2号」を削る。

第59条の33前段中「前条第1項」の次に「(第8号及び第9号を除く。)」を加え、同条後段中「第1号及び第2号」を削り、「前条第1項第2号」を「前条第1項」に、「同項第5号」を「同項第7号」に改める。

第59条の34第1号を削り、同条第2号中「土地の形質の変更に当たり、」及び「当該」を削り、「接しないようにする」を「接する場合にあっては、土地の形質の変更の施行方法が法施行規則第40条第2項第1号の規定により環境大臣が定める基準に適合する」に改め、同号イ中「第53条第2号ロ」を「第53条第1号ロ」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「第66条の2第5項」を「第66条の2第4項」に改め、同号を同条第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加える。

(2) 前号に定めるもののほか、土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等を防止するために必要な措置を講ずること。

(3) 条例形質変更時要届出区域の指定に係る条例土壌汚染状況調査と一の条例土壌汚染状況調査により指定された他の条例形質変更時要届出区域から搬出された条例汚染土壌を使用する場合にあっては、当該土壌の使用に伴い、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

第59条の34の次に次の1条を加える。

(土地の形質の変更の例外)

第59条の34の2一の条例土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の条例形質変更時要届出区域の間において、一の条例形質変更時要届出区域から搬出された条例汚染土壌を他の条例形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場合にあっては、当該土地の形質の変更は、当該条例汚染土壌が当該他の条例形質変更時要届出区域に搬入された日から60日以内に終了するものとする。

第59条の37第2項中「要措置区域等(条例第68条第1項に規定する要措置区域等をいう。以下同じ。)」若しくは」を削り、同条第5項中「要措置区域等又は」を削り、同条第6項第1号中「を明示した」を「及び条例要措置区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした」に改め、同項第4号中「明示した」を「明らかにした」に改め、同号を同項第9号とし、同項第3号中「当該土地」を「条例要措置区域等」に改め、同号を同項第8号とし

、同項第2号中「に該当する行為」を削り、「明示した」を「明らかにした」に改め、同号を同項第4号とし、同号の次に次の3号を加える。

(5) 土地の形質の変更を行った場合にあっては、条例実施措置又は土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図

(6) 条例土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壤について汚染の除去等の措置を講じたとき、又は土地の形質の変更をしたときにあっては、法施行規則第3条から第15条までに定める方法に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

(7) 条例第69条第1項の調査（以下「条例認定調査」という。）を行った場合にあっては、土壤の掘削の対象となる土地の区域の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

第59条の37第6項第1号の次に次の2号を加える。

(2) 条例土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合（第6号に掲げる場合を除く。）は、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした図面

(3) 法施行規則別表第8の1の項第2号、2の項、3の項、4の項第2号、5の項から7の項まで若しくは10の項第2号に規定するボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法又はこれらと同等な方法により、条例要措置区域等内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

第59条の37第7項中「及び図面」を「、図面又は書類」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 台帳には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 条例要措置区域等の指定に係る条例土壤汚染状況調査の土壤その他の試料の分析の結果

(2) 法施行規則別表第8の1の項第2号、2の項、3の項、4の項第2号、5の項から7の項まで若しくは10の項第2号に規定するボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法又はこれらと同等な方法により、条例要措置区域等内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壤その他の試料の分析の結果

(3) 条例土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかつ

た場合であって、当該深さの位置の土壌について汚染の除去等の措置を講じたとき、又は土地の形質の変更をしたときにあっては、法施行規則第3条から第15条までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壌その他の試料の分析の結果

- (4) 条例要措置区域外から搬入された土壌を使用した場合にあっては、法施行規則第40条第2項第3号に定める方法その他の方法により当該搬入された土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壌の分析の結果その他の調査の結果に関する事項

第59条の39第1項第3号中「条例第69条第1項の調査（以下「」及び「」という。）」を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「第60条第2項」を「第60条第3項」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

2 前項の申請書には、同項の認定を受けようとする範囲及び条例要措置区域等内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付しなければならない。

第59条の40第1号中「（条例第69条第1項に規定する条例汚染土壌をいう。以下同じ。）」を削り、同条第6号及び第7号を次のように改める。

- (6) 条例汚染土壌を処理する場合にあっては、次に掲げる書類

ア 条例汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者（法第16条第4項第2号に規定する汚染土壌処理業者をいう。以下同じ。）に委託したことを証する書類

イ 条例汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する法第22条第1項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証（汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）第17条第1項に規定する許可証をいう。第59条の43第2項第5号イにおいて同じ。）の写し

- (7) 条例汚染土壌を条例第69条の3第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる書類及び図面

ア 一の条例要措置区域から搬出された条例汚染土壌を他の条例要措置区域（以下「搬出先の条例要措置区域」という。）内の土地の形質の変更又は一の条例形質変更時要届出区域から搬出された条例汚染土壌を他の条例形質変更時要届出区域（以下「搬出先の条例形質変更時要届出区域」という。）内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場所を明らかにした図面

イ 条例要措置区域及び搬出先の条例要措置区域又は条例形質

変更時要届出区域及び搬出先の条例形質変更時要届出区域が一の条例土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された条例要措置区域等であることを証する書類

第59条の41中「第69条第1項第7号」を「第69条第1項第9号」に改め、同条第3号中「、運搬及び処理」を「及び運搬」に改め、同条中第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

- (7) 条例汚染土壌を処理する場合にあっては、処理の完了予定日
 (8) 条例汚染土壌を条例第69条の3第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、当該土地の形質の変更の完了予定日

第59条の43第1項を次のように改める。

条例第69条第3項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 (2) 条例要措置区域等の所在地
 (3) 条例汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
 (4) 条例汚染土壌の体積
 (5) 条例汚染土壌の搬出先
 (6) 条例汚染土壌の搬出の着手日
 (7) 条例汚染土壌の搬出の完了日
 (8) 条例汚染土壌の搬出先から再度搬出を行う場合にあっては、当該搬出の着手予定日
 (9) 条例汚染土壌の運搬の方法
 (10) 条例汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称
 (11) 条例汚染土壌の運搬の完了予定日
 (12) 条例汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先
 (13) 運搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先
 (14) 保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先
 (15) 条例汚染土壌を処理する場合にあっては、次に掲げる事項
 ア 条例汚染土壌を処理する施設の所在地
 イ 条例汚染土壌を処理する者の氏名又は名称
 ウ 条例汚染土壌の処理の完了予定日
 (16) 条例汚染土壌を条例第69条の3第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる事項
 ア 搬出先の条例要措置区域等の所在地
 イ 当該土地の形質の変更の完了予定日
 (17) その他市長が特に必要と認める事項

第59条の43第2項中「前項第1号に掲げる事項を記載した」を「前項の」に改め、同項第5号及び第6号を次のように改める。

(5) 条例汚染土壌の処理を行う場合にあっては、次に掲げる書類

ア 条例汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類

イ 条例汚染土壌の処理を委託した汚染土壌処理施設に関する法第22条第1項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証の写し

(6) 条例汚染土壌を条例第69条の3第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる書類及び図面

ア 一の条例要措置区域から搬出された条例汚染土壌を搬出先の条例要措置区域内の土地の形質の変更又は一の条例形質変更時要届出区域から搬出された条例汚染土壌を搬出先の条例形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場所を明らかにした図面

イ 条例要措置区域及び搬出先の条例要措置区域又は条例形質変更時要届出区域及び搬出先の条例形質変更時要届出区域が一の条例土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された条例要措置区域等であることを証する書類

第59条の55の見出し中「写しの」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(準用)

第59条の55の2 第59条の45から前条までの規定は、条例汚染土壌を他人に条例第69条の3第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用させる場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第59条の45第3号	処理受託者（条例第69条の5第4項に規定する処理受託者をいう。以下同じ。）がある場合にあっては、当該処理受託者	土壌使用者（条例第69条の5第9項に規定する土壌使用者をいう。以下同じ。）がある場合にあっては、当該土壌使用者
第59条の46第8号	処理受託者	土壌使用者
第59条の46第9号	当該委託に係る条例汚染土壌の処理を行う汚	当該搬出先の条例要措置区域等の

	染 土 壤 処 理 施 設 の 名 称 及 び	
第 59 条 の 49 第 1 号	当 該 委 託	土 地 の 形 質 の 変 更
第 59 条 の 49 第 2 号	処 理 を 担 当 し た	土 地 の 形 質 の 変 更 を し た
第 59 条 の 49 第 3 号	処 理 を 終 了 し た	土 地 の 形 質 の 変 更 を し た
第 59 条 の 49 第 4 号	処 理	土 地 の 形 質 の 変 更
第 59 条 の 50	処 理 を 終 了 し た	土 地 の 形 質 の 変 更 を し た
第 59 条 の 53 第 7 号	処 理 受 託 者	土 壤 使 用 者
第 59 条 の 53 第 8 号	処 理	土 地 の 形 質 の 変 更

第 88 条 の 2 中 「 も の 」 の 次 に 「 (建 築 物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 の 向 上 に 関 す る 法 律 (平 成 27 年 法 律 第 53 号) 第 18 条 第 3 号 に 規 定 す る 建 築 物 を 除 く 。) 」 を 加 え る 。

「 第 1 節 温 室 効 果 ガ ス の 排 出 の 抑 制 」 を 「 第 1 節 温 室 効 果 ガ ス の 排 出 の 抑 制 等 」 に 改 め る 。

第 89 条 第 6 項 中 「 掲 示 す る 等 の 」 を 「 又 は イン タ ー ネ ッ ト の 利 用 そ の 他 適 切 な 」 に 改 め 、 同 条 第 9 項 中 「 掲 示 す る 等 の 」 を 「 又 は 」 に 、 「 、 」 を 「 」 に 改 め 、 「 イン タ ー ネ ッ ト の 利 用 そ の 他 適 切 な 」 を 削 る 。

第 89 条 の 4 を 次 の よ う に 改 め る 。

(地 球 温 暖 化 対 策 事 業 者 以 外 の 事 業 者 に よ る 地 球 温 暖 化 対 策 計 画 の 公 表 等)

第 89 条 の 4 第 89 条 第 9 項 において読み替えて準用する同条第 6 項 及び第 89 条 の 2 の 規 定 は 、 条 例 第 144 条 の 4 第 3 項 において読み替えて準用する条例第 144 条 第 4 項 及び 条 例 第 144 条 の 2 の 規 定 の 適 用 に つ い て 準 用 す る 。 こ の 場 合 に お い て 、 こ れ ら の 規 定 中 「 地 球 温 暖 化 対 策 事 業 者 」 と あ る の は 、 「 地 球 温 暖 化 対 策 事 業 者 以 外 の 事 業 者 」 と 読 み 替 え る も の と す る 。

第 9 章 第 2 節 を 次 の よ う に 改 め る 。

第 2 節 削 除

第 90 条 削 除

第 90 条 の 2 第 1 項 中 「 である建築物」の次に「(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 18 条 第 3 号 に 規 定 す る 建 築 物 を

除く。)」を加える。

第9章に次の1節を加える。

第4節 低炭素電気の普及の促進

(低炭素電気)

第90条の5 条例第146条の5に規定する規則で定める電気は、次に掲げる電気を主に含む電気とする。

- (1) 再生可能エネルギーにより得られる電気（発電に伴い二酸化炭素が排出されない電気であることの付加価値を有すると市長が認めるものに限る。）
- (2) 工場等で発生する排熱その他これに類するものと市長が認めるエネルギーにより得られる電気
- (3) 特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省令、環境省令第3号）第2条第4項に規定する係数の算出に用いることができる温室効果ガスの削減量により発電に伴い排出される温室効果ガスの量を削減したとみなされる電気
- (4) その他前3号に掲げる電気に類するものと市長が認める電気（低炭素電気普及促進計画の作成等）

第90条の6 特定電気供給事業者は、低炭素電気普及促進計画を毎年度作成し、8月末日までに提出するものとする。ただし、当該年度の8月以降に特定電気供給業者に該当することとなった者は、その翌年度から作成するものとする。

2 条例第146条の7第2項の規定による実施の状況の報告は、その翌年度における低炭素電気普及促進計画の提出と同時に行うものとする。

3 条例第146条の7第3項の規定による公表は、次に掲げる事項を記載した書面を特定電気供給事業者の事業所において容易に閲覧できるような場所、時間等に配慮して備え置き、又はインターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

- (1) 低炭素電気の普及の促進のための基本方針及び推進体制
- (2) 電気の供給に伴い排出される1キロワット時当たりの二酸化炭素の量及びその抑制のための計画
- (3) 販売のために調達した電気量及び条例第146条の6に規定する指針に定める区分に応じた当該電気量の内訳
- (4) その他市長が必要と認める事項

4 前項の規定は、条例第146条の7第4項の規定による公表について準用する。この場合において、前項中「特定電気供給事業者の事業所において容易に閲覧できるような場所、時間等に配慮して備え置き、又は」とあるのは、「環境創造局環境保全部環境管理課に備え置くことのほか、」と読み替えるものとする。

(非該当の届出)

第90条の7 条例第146条の8の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面を提出することにより行うものとする。

- (1) 事業者の名称
- (2) 事業者の所在地
- (3) 特定電気供給事業者に該当しなくなった理由
- (4) その他市長が必要と認める事項

別表第1の58の項施設の欄第2号中「A0版」を「A0」に改め、同表の60の項施設の欄第1号中「B3版」を「B3」に改める。

別表第13備考2中「dB(A)」の次に「と」を加え、「である」を「をいう」に改め、同表備考3中「早い」を「速い」に改め、同表備考5中「ただし、主として騒音又は振動の公害の防止のための工場集団化計画に基づいて造成された工場団地であって市長が指定するものについては、当該工場団地の全体の敷地境界線上の地点とする。」を削り、同表備考6中「、当該事業所の敷地境界線のうち当該隣接する地域と接している敷地境界線」を「の当該事業所の他の地域に隣接する敷地の境界線」に改める。

別表第14備考2中「dB」の次に「と」を加え、「である」を「をいう」に改め、同表備考4中「ただし、主として騒音又は振動の公害の防止のための工場集団化計画に基づいて造成された工場団地であって市長が指定するものについては、当該工場団地の全体の敷地境界線上の地点とする。」を削り、同表備考7中「、当該事業所の敷地境界線のうち当該隣接する地域と接している敷地境界線」を「の当該事業所の他の地域に隣接する敷地の境界線」に改める。

第26号様式の2中

「

条例要措置 区域の概況		面積	
----------------	--	----	--

」

を

「

条例要措置 区域の概況		面積	
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった条例土壌汚染状況調査の結果により指定された条例要措置区域にあつては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類			

に、「汚染土壌」を「条例汚染土壌」に改める。

第26号様式の3中

「

条例形質変更時要 届出区域の概況		面積	
---------------------	--	----	--

」

を

「

条例形質変更時要 届出区域の概況		面積	
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった条例土壌汚染状況調査の結果により指定された条例形質変更時要届出区域にあっては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類			

」

に、「該当する区域」を「該当する土地」に、「汚染土壌」を「条例汚染土壌」に改める。

第26号様式の4中

「

条例基準適合地 の概況		面積	
----------------	--	----	--

」

を

「

条例基準適合地 の概況		面積	
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合は、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類			

」

に改める。

附 則

(施 行 期 日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経 過 措 置)

- 2 この規則による改正後の横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第59条の10及び第59条の11の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号。以下「条例」という。）第65条第1項の規定による届出について適用する。
- 3 新規則第59条の29から第59条の31まで及び第59条の34の規定は、施行日から起算して14日を経過する日以後に土地の形質の変更に着手する者について適用する。
- 4 新規則第88条の2の規定は、施行日以後に行われる条例第141条の4第1項の規定による届出について適用する。
- 5 新規則第90条の2第1項の規定は、施行日以後に行われる条例第146条の2の規定による報告について適用する。